

県内感染期

【状態】

- ・ 県内又は市内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。

【目的】

- 1) 医療体制の維持に協力する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 市民の生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。

【対策の考え方】

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
- 2) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 3) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷の軽減に協力する。
- 4) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- 5) 欠勤者の増大が予測されるが、市民の生活及び地域経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 7) 状況の進行に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

【基本的対処方針等の決定】

- ・ 県が、県内感染期に入ったことを宣言した時は、市対策本部会議を開催し、国の基本的対処方針に基づき、感染期の対応方針を協議・決定する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ・ 市は速やかに市対策本部会議を開催し、対応策を確認する。
- ・ 市において、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、県による代行（特措法第38条）、他の市町村による応援（特措法第39条）の措置を活用する。

【情報収集】

- ・ 引き続き、新型インフルエンザ等の発生状況や、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、情報を収集する。

【情報提供】

- ・ 引き続き、市民等に対して、あらゆる媒体・機関を活用し、国内及び県内での発生状況、現在の対策の内容について、決定プロセス・理由・実施主体を明確にししながら、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し注意喚起を行う。
- ・ 引き続き、一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、県内及び市内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。
- ・ 引き続き、相談窓口等に寄せられる問い合わせや市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、県へ報告するとともに、次の情報提供に反映する。

【情報共有】

- ・ 引き続き、県、関係機関等とメール等を活用し、適宜適切な情報共有を行う。

【体制整備等】

- ・ 国が示すQ&A改訂版等を活用し、相談窓口等の体制を充実・強化する。

【個人・地域レベルのまん延対策強化】

市民や関係者に対して次の依頼を行う。

- ・市民、事業所、学校、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、新型インフルエンザ等の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を依頼する。
- ・事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染症対策の徹底を要請する。
- ・学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行う。
- ・り患した患者については、症状が軽快しても所定の期間（感染力が無くなるまで）外出しないよう呼びかけを継続する。
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう依頼する。
- ・市の施設を閉鎖や市主催行事の中止又は延期を検討する。
- ・関係機関を通じ、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き依頼する。

【渡航に関する注意喚起等】

- ・国等の状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供・注意喚起の内容を順次見直す。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合、県が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を行う。

（外出自粛等の要請）

- ・県が特措法第45条第1項に基づき、住民に対して、期間と区域を定めて生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染症対策の徹底を要請することに、適宜協力する。

（施設の使用制限等の要請等）

- ・県が特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条第1項第1号・第2号に定める施設に限る。）に要請を行うことに、適宜協力する。
- ・県が特措法第24条第9項に基づき、上記以外の施設に対して、職場も含め感染症対策の徹底の要請を行うことに、適宜協力する。

【予防接種】

- ・県内未発生期からの対策を継続する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

県内感染期

【地域医療体制の整備への協力】

- ・ 県等からの要請に応じ、各種対策等に適宜協力する。

【帰国者・接触者外来・入院勧告の中止】

- ・ 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置が中止されることにともない、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うよう、県と協力し関係機関に周知する。
- ・ 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう県と協力し、関係機関に周知する。

【在宅患者への支援】

- ・ 在宅で療養する患者に対し、医師が電話により、新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師がファクシミリ等により抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行することについて、国が示す対応方針を周知する。
- ・ 県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への搬送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

(6) 市民の生活及び地域経済の安定の確保

県内感染期

【事業者の対応】

- ・ 事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策の徹底を要請する。

【市民・事業者への呼びかけ】

- ・ 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう依頼する。

【遺体の火葬・安置】

- ・ 引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるように努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。

- ・ 県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的にかつ速やかに収集し、区域内で火葬を行うことが困難と判断される場合は、他の市町村に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配を実施する。

【要援護者への生活支援】

- ・ 県等と連携し、必要に応じ在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

（水の安定供給）

- ・ 引き続き、業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水の安定的かつ適切に供給するために措置を講ずる。

（サービス水準に係る市民への呼びかけ）

- ・ 県内発生早期の対策を継続する。

（生活関連物資等の価格の安定等）

- ・ 県と連携して、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・ 県と連携して、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ確かな情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ・ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、県と連携して、市行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

（埋葬・火葬の特例等）

- ・ 可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ・ 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ・ 国が、特措法第56条第1項に基づき、市長以外の市町村長による遺体の埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続きの特例を定めた場合、市はそれぞれに基づき手続きをする。